

菊池市長 様

誓 約 書

菊池市さくらねこ無料不妊手術チケットの申請に当たり、次の事項について誓約します。

- 1 菊池市さくらねこ無料不妊手術チケット交付要綱を遵守します。
- 2 市内に棲みついている飼い主のいない猫のみを対象とし、誤って飼い猫に不妊手術を行うことがないように地域住民に周知を図り、飼い主がいないと判断できたものだけを保護します。
- 3 チケット及びチケット使用权を譲渡、転売、第三者への再々配分等を行いません。
- 4 チケット使用時、協力病院にて身分証（運転免許証、保険証等）を提示します。
- 5 チケットを使用して TNR 活動（捕獲し、不妊手術を行い、元の場所に戻すこと。）を行う場合、何人からも物品又は金銭を受け取りません。寄付金、謝礼、捕獲手間賃、人件費、不妊手術費用及び不妊手術以外の医療費（ワクチンやノミ駆除薬等）、交通費の実費（公共交通機関若しくは高速代、タクシー代又はガソリン代）等を名目として金品を請求することは行いません。
- 6 どうぶつ基金の協力病院とチケットの使用に関して直接交渉（事前予約、医療費など）を行いません。
- 7 住宅密集地で TNR 活動を行う場合、環境省が作成した「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」に沿った取組を行うよう努めます。
- 8 妊娠中の猫は墮胎することに同意します。
- 9 希望どおりの枚数のチケットが交付されないことがあることを理解し、異議を申し立てません。
- 10 不妊手術の際には猫の耳先をV字カットすることに同意します。また、耳先にV字カットが入った猫は不妊手術済みであることを必要に応じて近隣住民に説明し、その猫がこの場所で一生を全うするまで見届けてもらうよう理解普及に努めます。

- 11 不妊手術終了後は、速やかに菊池市さくらねこ無料不妊手術チケット交付実績報告書を提出し、利用しなかったチケットは返却します。
- 12 チケットの利用に当たり問題が生じた場合は、責任をもって対応します。当事者間で問題解決を図り、また、本事業に関連して生じた事故又は係争等について、市は責任を負わないことを了承します。また、チケットの交付によって、猫の不妊手術ができることを市が保証するものではないことを了承します。
- 13 不妊手術終了後も、地域住民及び活動団体と連携して、地域猫として適正に管理します。餌は時間、場所及び対象の猫を決めて、必要な量だけ与え、置き餌（餌の放置）はせず、給餌中は見守り、食べ終えたらすぐに片づけます。  
猫のトイレを設置し、フンの回収及び清掃を行い、周辺の清潔を維持します。
- 14 運営するホームページ（ない場合は SNS 等）に、本事業について以下の定型文及びハイパーリンクを掲載します。
- 協働ボランティア用定型文  
「(団体名等)」は、公益財団法人どうぶつ基金の「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加している菊池市と協働して TNR を行いました。  
どうぶつ基金が発行する「さくらねこ TNR 無料不妊手術チケット」によって行った不妊手術費用については、全額どうぶつ基金が負担します (or 負担しました)。
- リンク先  
<https://www.doubutukikin.or.jp/activity/campaign/story/>
- 15 以上のことが守られず、利用方法が著しく不相当と認められた場合は、チケット交付決定の取消し、又は返還の求めに応じるとともに、次回以降交付が停止されても異議は申し立てません。

住 所 \_\_\_\_\_

団 体 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_